

資料

広域ごみ処理の検討状況について

平成 29 年 7 月 26 日

清水町議会 厚生文教常任委員会提出資料

1 これまでの議論と経過

最終処分場の受入容量（期限）が平成30年度末と想定されていたことから、平成31年4月以降のごみ処理について平成24年8月より検討委員会を設置し検討を開始しました。建替含めた経費等検討の結果、「可燃」「不燃（大型含む）」ごみについて十勝環境複合事務組合に加入し、広域処理することとしました。

なお、「資源」については今後も町で継続して処理します。

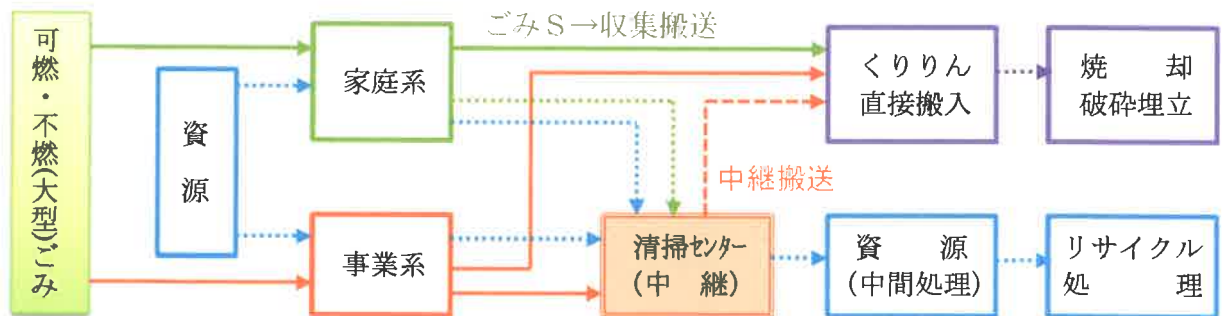
2 平成31年4月以降のごみ処理について

十勝環境複合事務組合に加入し、広域処理（くりりん）で行う

3 広域処理の方法

くりりんへの「直接搬入」を基本とし、一部「中継方式」（コンテナ方式）とする

- (1) 家庭系は収集委託を基本とし、直接「くりりんセンター（以下、「くりりん）」という。」に搬入します。事業系についても直接「くりりん」への搬入を基本としますが、「くりりん」までの搬入距離・時間増の負担軽減を図るため、中小事業者、収集区域外地区等に配慮し、一部「中継方式」（コンテナ方式）を採用します。併せて「資源」及び「最終処分場汚水管理」を引き続き町で継続します。



→ 収集搬送(くりりん) 収集困難地域(清掃センター) → 直接(委託)搬送 - - - - 中継搬送

(2) 検討委員会検討事項

検 討 項 目	検 討 内 容
平成24年8月より検討委員会設置	「広域化処理」（十勝環境複合事務組合加入）とする
広域化処理に向けての検討	「中継方式」とする
中継方式にする理由	①事業系ごみ+②収集区域外地区の受入
※持込量を中継許容範囲にする	①事業系ごみ・1/2 (H26-28年度平均量) ②家庭系ごみ（個人直接搬入ごみ）・1/5（同上）
手数料の検討（直接搬入手数料）	①事業系ごみ・170円/10kg+中継経費分 ②収集区域外地区（個人直接搬入）・有料袋対応
移行スケジュール	H29準備期間～H31.4月移行

4 広域化処理に向けての新たな経費試算（概算：平成 29 年 4 月現在）

十勝環境複合事務組合	・加入時負担金・・・1 億円 ・年間分担金・・・19,000 千円
清掃センター経費	・中継方式経費・・・17,000 千円（コンテナ・搬送車購入）
収集委託経費	パッカー車輛増（1 台）・・・12,000 千円（直接搬入減による収集増）

5 広域化後の経費比較（概算：平成 29 年 4 月現在） （千円）

	H28 年度	H31 年度以降	比較	説 明
収 集 委 託 費	41,128	53,500	12,372	車輛 1 台増
管 理 委 託 費	42,876	35,000	△7,876	委託体制見直し
施 設 維 持 管 理	※62,894	5,000	△57,894	維持費＋修繕費※
分 担 金	-	25,228	25,228	十勝環境複合事務組合 一時負担金 98323 ÷ 15 年 = 6,555/年 分担金 18,673/年
起 債 償 還	20,000	17,098	△2,902	【資料 1】循環型社会形成交付金
歳 入	▲30,993	▲26,355	4,638	【資料 2】使用料・手数料収入の推計
合 計	135,905	109,471	△26,434	

※施設維持管理＝維持費 41,529 千円/年＋修繕費 21,365 千円/年（過去 10 年間実績の平均）
（参考：H31 年以降既存施設継続の場合、施設維持管理費 67,000 千円/年 15 年間で 1,005,000 千円必要となる）

6 広域化処理検討課題

（1）直接搬入ごみの対応

中小事業者、収集区域外地区等に配慮したコンテナによる中継方式を採るため、家庭系は町の委託業者による収集（直接くりりん搬入）を原則とし、事業系を現在の約 1/2 受入と想定し検討中となっております。

- 家庭系・・・ごみステーションの利用促進（大量時は収集許可業者の活用）
- 事業系・・・委託業者（収集許可業者）の利用促進

（2）直接搬入手数料の改定

現在の直接搬入の手数料は、事業系 12 円/kg、家庭系 6 円/kg となっておりますが、くりりんセンター搬入料金は 17 円/kg であるため、中継方式による経費分を上乗せした料金改定が必要となります。手数料の改定による直接の影響は事業系となり、現在検討中となっております。

手数料の改定については現在検討中

7 今後のスケジュール

別添のとおり

【資料1】

1 循環型社会形成推進交付金の検討

環境省では平成16年度に廃焼却炉の解体費に対する国庫補助制度を創設し、跡地の全部または一部にストックヤードなどの廃棄物処理施設を整備する場合に、廃焼却炉の解体費を含め循環型社会形成推進交付金において補助を行い、廃焼却炉の円滑な解体の促進に努めている。

これにより、現在稼働中の焼却施設等の廃止後、機械設備を撤去した後に、建物を利用して缶類等の選別・圧縮・保管を行うマテリアルリサイクル施設として活用する場合、解体費用合わせて交付金対象となる可能性があるため検討を進める。

施設の一部解体 → スtockヤード化 → 循環型社会形成推進交付金対象

(1) 焼却炉等解体に伴う交付金事業の概要

交 付 要 件	廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業
交 付 率	1 / 3
そ の 他	解体撤去費が施設整備費を上回る場合においても、交付対象。
地 方 債	解体撤去工事に要する経費については、既存建物を撤去しなければ新增築できない場合など、新施設の建設事業と一体の事業として、事業債の対象としています。(廃棄物処理施設の建替等)

(2) 事業内容

(1) 交付金対象事業	
煙突撤去	
焼却施設 全撤去	(機械撤去のみ)
破碎施設 全撤去	(機械撤去のみ)
建物	(機械撤去上必要となる範囲のみ)
事前調査・解体計画	(ダイオキシン調査、解体計画、施工監理)
(2) 交付金対象外事業	(積替用改造費)
分別ヤードの設置	(RC造、破碎ホッパー閉鎖)

【資料2】

1 使用料及び手数料収入の推計

平成28年度のごみ排出量実績をもとに広域参画後のごみ量を想定し、その増加率を用いて使用料及び手数料収入の検討を行った結果、すべての家庭系ごみを原則収集に移行することから、収集袋の収入は現在より1,602千円の増加が見込まれるが、事業系ごみに関しては受入抑制の効果より6,239千円の減額となり、合計で4,637千円の減額が予想される。

